

## 神戸市病床整備検討委員会運営要領

平成26年6月26日  
部 会 決 定

## (趣 旨)

第1条 この要領は、神戸市保健医療審議会医療専門分科会運営要領（以下「要領」という。）第2条第1項第3号により設置する病床整備検討委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し、要領第7条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## (内 容)

第2条 要領第2条第2項に基づき、兵庫県保健医療計画において定められた基準病床数内で、本圏域に必要な病床機能の整備を効率的・効果的に推進することを目的に、以下の事項を行う。

- (1) 病床整備（配分）に必要な事項等についての検討。
- (2) 病院等の開設または増床に向けた病床整備計画について、審査等病床整備（配分）に関する事項。

## (委員会)

第3条 委員会は、神戸市保健医療審議会医療専門分科会長が指名する以下の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者

## (副会長)

第4条 委員会に副会長を置き、委員会に属する委員の互選によって定める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (委員の除斥)

第5条 議案について直接の利害関係を有する委員は、その審議に加わることができない。なお、除斥した委員を除いた委員会の属する委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

## (会議等の公開)

第6条 委員会の会議は、これを公開する。但し、それぞれの決議により一部公開または公開しないことができる。

- 2 前項の規定により会議を公開するときは、開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。
- 3 公開・非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という。）を作成する。
- 4 会議等で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは公開する。但し、個人情報等公にしないことが適当と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない。

5 傍聴に関し必要な事項については、神戸市保健医療審議会傍聴要領のとおりとする。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、神戸市保健福祉局健康部がこれを行う。

附 則

この要領は、平成26年6月26日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。